

きときと情報 2022 162号

富山県中小企業団体中央会

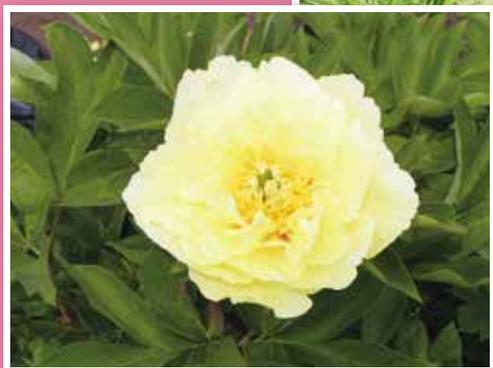
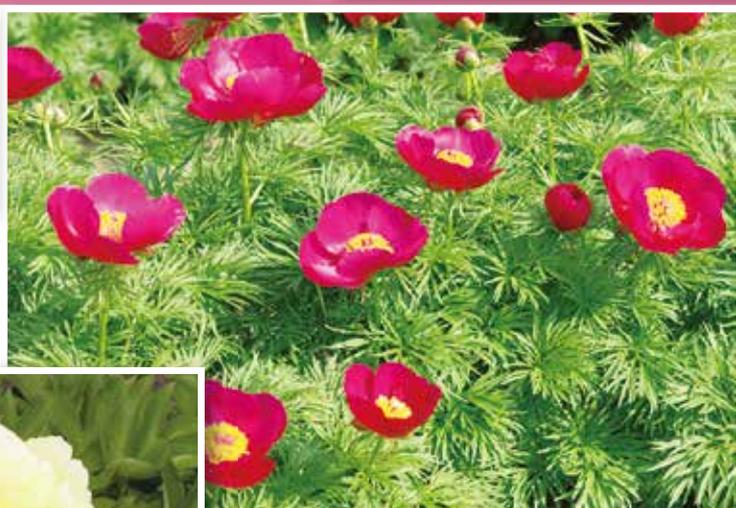
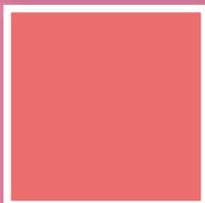
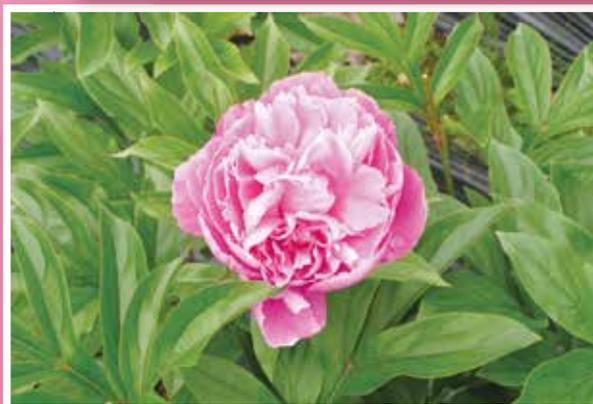
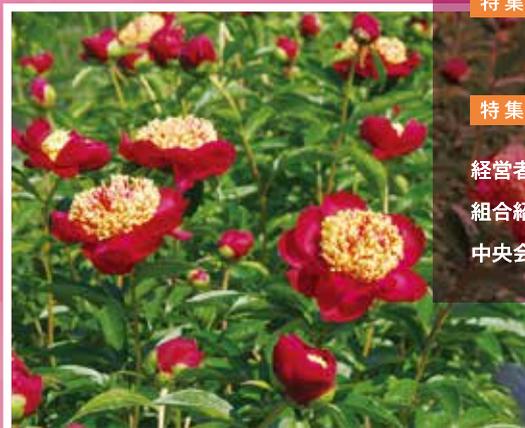
特集1 令和4年度 富山県の中小企業向け
主要施策及び融資制度について

特集2 育児・介護休業法の改正について

経営者に聞く：木谷サイクル 代表 木谷 松雄氏

組合紹介：富山県インテリア事業協同組合さんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：チャレンジングカンパニー富山2023を開催しました ほか



表紙のことは 富山県の植物園

富山県薬事総合研究開発センター 薬用植物指導センター

薬用植物指導センター(所在地：上市町)は、薬用植物の栽培普及を図るため、薬用植物の栽培・調製加工法の確立や種苗の提供並びに栽培普及指導を行っています。センター内の薬草標本園は一般に開放されており、さまざまな薬用植物が栽培されています。特にシャクヤクは約250の品種があり、開花時期(5月中～下旬ごろ)には多くの県民が訪れています。また、県民に薬草に親しんでもらうため、野外薬草観覧会を開催しているほか、薬草栽培に関する相談も随時受け付けています。

園内のシャクヤク
1 段左：ニッポンビューティー
2 段左：春の粧(よそおい)
2 段右：シャクヤク園
3 段：糸葉シャクヤク
4 段：イエローエンペラー

経営者・役員・従業員とそ
のご家族の
安心の保障を準備する
ために
中央会の共済制度を
ご活用ください。

BEST PARTNER
大樹生命



従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル5F TEL:076-441-3194

<https://www.taiju-life.co.jp/>

きときと情報162号

C O N T E N T S

特集1	2
令和4年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度	
特集2	22
中小企業における「育児・介護休業法」改正への対応について	
経営者に聞く	26
木谷サイクル 代表 木谷 松雄 氏	
組合紹介	28
富山県インテリア事業協同組合さんよりこんにちは	
組合だより	29
富山県瓦工事業協同組合 となみ乳業協業組合	
中央会いんぷいおめーしょん	30
チャレンジングカンパニー富山2023を開催しました 渋谷和宏氏特別講演会を開催しました 人事異動のお知らせ	
組合Q&A	31
持分の譲渡加入について	
ほっと一息	32
柔道整復師とは?? (情報提供: 富山県柔道整復師協同組合)	
事務局ペンリレー	32
入善建設業協同組合 事務局長 滝本 民夫 氏	
元気印! 青年部・女性部	33
組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました 青年部研修会を開催しました	
広報	34
国税局からのお知らせ (公財)産業雇用安定センター	
トピックス	
伝統の味と技を通じて歴史や文化に触れる	

「特集1」 令和4年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

01 創業を考えている方への支援

■ ワクワクチャレンジ創業支援事業

1. 対象

県内で令和5年2月末までに創業予定又は創業後3年未満の中小企業者等で、出資を受けることを予定していない方

2. 内容

新規創業される方の事業の実施について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1) 補助率

1/2以内

(2) 補助限度額

1,000千円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター

新事業・販路開拓支援課

TEL 076-444-5602

(2) 補助限度額 2,000千円

この支援金を受けた方は、移転費用の助成を受けることができます(移住支援金：最大1,000千円)

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター

新事業・販路開拓支援課

TEL 076-444-5602

■ インキュベーション施設の提供

1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2. 内容

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供(入居企業には、インキュベーションマネージャーが定期的に訪問し、経営課題の把握や指導・助言を実施)

3. お問い合わせ

富山県産業創造センター

TEL 0766-26-5151

富山県総合情報センター

TEL 076-432-1116

富山県産業高度化センター

TEL 0766-62-0500

■ とやま UIJ ターン起業支援事業(起業支援金)

1. 対象

県外から富山県に移住し、移住後1年以内に富山県内で起業(事業承継等を契機とした創業も含む)を行う方

2. 内容

地域課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1) 補助率 1/2以内

■ 地域資源活用事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県が指定する地域資源を活用して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成（生産性向上につながるものであること）

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額 5,000千円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター
新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5603

■ 農商工連携推進事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者等と農林漁業者との連携体

2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 2/3以内
- (2) 補助限度額 2,000千円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター
新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5603

■ 観光ビジネス支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

北陸新幹線敦賀延伸や航空路線等の拡充に関連して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品開発、新サービス提供等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額 1,000千円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター
新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5602

■ 販路開拓挑戦応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

国内外の見本市等への出展等販路開拓、市場調査、海外マーケティングを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

販路開拓、市場調査、海外マーケティング等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/3以内
- (2) 補助限度額
 - ① 県外250千円（首都圏350千円）、
 - ② 国外500千円（県外分との組み合わせ可）

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター
新事業・販路開拓支援課
TEL 076-444-5603

■ 小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

小規模企業における次のいずれかの要件を満たす新商品・新技術開発等

- ・ 2社以上の小規模企業の連携によるもの
- ・ 商工団体の経営指導等を受けた事業計画に基づく事業でかつ意見書が添付されているもの

2. 内容

- (1) 販路開拓、市場調査、海外マーケティング等に要する経費の一部を助成
- (2) 新商品・新技術開発等に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 助成率 1/2以内
助成限度額 ①県外250千円（首都圏350千円）、②国外500千円（県外分との組み合わせ可）
- (2) 助成率 1/2以内
助成限度額 500千円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター
経営支援課
TEL 076-444-5605

■ トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

1. 対象

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者等

2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で優先的に調達、利用後の意見をフィードバック

3. お問い合わせ

富山県知事政策局創業・ベンチャー課
金融係 TEL 076-444-3248

03 職業能力開発に関する支援

■ 現場の技術・技能伝承支援事業

1. 内容

現場の技術・技能の可視化や、人材育成方法等の習得を図る研修事業を実施

2. お問い合わせ

富山県商工労働部労働政策課
TEL 076-444-3256

■ 能力開発セミナー（通年）

県が予めメニューを作成するレディメイド型訓練、企業ニーズに応じ実施するオーダーメイド型訓練を実施。仕事に必要な専門知識の習得や技能の向上、各種資格取得など幅広い分野の講習を実施

1. 高度技能人材育成講習

熟練技能者等の活用により、中小企業在職者のものづくり技能の向上を図る研修を実施

2. グローバル人材育成講座（通年）

ものづくり企業の海外展開を担う人材の育成ニーズに対応した多様な短期研修講座を実施

3. お問い合わせ

富山県技術専門学院 TEL 076-451-8802

■ 技術開発への支援

1. 対象

技術力向上と新商品開発に取り組む県内企業

2. 内容

- (1) 技術支援：技術相談、技術指導、依頼試験、設備利用
- (2) 研究開発：共同研究
- (3) 技術者育成：研修生受け入れ、研究会の開催
- (4) 技術情報の提供：技術情報誌の発行、テクノシンポジウムの開催、施設見学

3. お問い合わせ

富山県産業技術研究開発センター
TEL 07664-214-2121

■ ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 補助限度額 2,000千円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
イノベーション推進センター
連携促進課
TEL 076-444-5607

■ 産学官オープンイノベーション推進事業

1. 対象

企業と大学又は公設試験研究機関等の産学

官で構成される研究グループ

2. 内容

成長産業分野（バイオ、医薬工連携、航空機、次世代自動車、ロボット、ものづくり、深層水、環境・エネルギー、ナノテク）の産学官連携による技術開発や新製品開発を促進するため、産学官の研究グループから研究開発課題の提案を募集し、優れた提案の実施を委託

(1) 新商品・新事業創出枠

大学や公設試験研究機関と連携し、新商品・新事業を創出する応用研究開発（ラボスケール）を支援

(2) 新ものづくり戦略推進枠

先端技術の実用化に向けた製品開発（パイロットスケール）や事業化、CNF・高機能素材等の研究開発を支援

3. 委託限度額・委託期間

- (1) 委託上限額 2,000千円
最長2ヵ年度
- (2) 委託限度額 5,000千円
最長2ヵ年度

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
イノベーション推進センター
連携促進課
TEL 076-444-5606

■ グリーン成長戦略分野研究開発支援事業

1. 対象

企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成される研究グループ

2. 内容

国の「グリーン成長戦略」に掲げられた重要分野のうち、原則として「洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）」、「水素・燃料アンモニア産業」、「自動車・蓄電池産業」に関連した、産学官連携による技術開発や新製品開発を促進するため、産学官

の研究グループから研究開発課題の提案を募集し、優れた提案の実施を委託

- (1) 単独企業枠
県内企業1社と県内高等教育機関、公設試等で構成される共同研究グループ
- (2) 複数企業枠
複数の県内企業と県内高等教育機関、公設試等で構成される共同研究グループ

3. 委託限度額・委託期間

- (1) 委託上限額 5,000千円
最長3ヵ年度

- (2) 委託限度額 10,000千円
最長3ヵ年度

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
イノベーション推進センター
連携促進課
TEL 076-444-5606

05 知的財産権等に関する支援

■ 知的財産権等に関する支援

1. 対象

特許、実用新案、意匠、商標等について知りたい、相談したい中小企業者

2. 内容

- (1) 相談等
- (2) 情報提供
- (3) 特許検索指導：特許情報プラットフォームの活用等、特許情報検索に必要な基礎知識から活用の仕方まで助言
- (4) 特許流通支援（特許流通コーディネー

タ）企業、大学、研究機関等の保有する特許の移転・導入を支援。県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導を実施

- (5) 講演会・講習会の開催

3. お問い合わせ

各商工会議所・各商工会
(一社)富山県発明協会(知財総合支援窓口)
(1)～(3)、(5) TEL 0766-27-1150
富山県知的所有権センター
(1)、(2)、(4) TEL 0766-29-1252

06 事業承継を考えている方への支援

■ 相談等

1. 対象

事業承継の様々な問題でお悩みの中小企業者

2. 内容

- (1) 親族内承継、役員・従業員承継、第三者承継（M & A）に係る種々の相談・マッチング及び後継者人材バンクによる創業者とのマッチング
- (2) 円滑な事業承継の進め方、事業承継計

画の作り方、親族外承継の注意点など事業承継に関する情報提供や助言を実施

3. お問い合わせ

- (1) 富山県事業承継・引継ぎ支援センター
(公財)富山県新世紀産業機構内
TEL 076-444-5625
- (2) (独)中小機構北陸本部の相談窓口
TEL 076-223-5546

07 働き方改革を考えている方への支援

働き方改革・女性活躍の支援

1. 内容

- (1) 企業と従業員のウェルビーイング創出事業
企業・団体の働き方改革や女性活躍の取組を促進するため、専門の講師を企業や団体に派遣します。「働き方改革推進」「DX・テレワーク推進」「男性の育休取得、家事・育児参画推進」「女性活躍推進」等
- (2) 中小企業の働き方改革モデル取組事例創出事例
県内の働き方改革を加速させるためにモデル企業を選定し、専門コンサルタントが業務の効率化を伴走支援、取組事例集を配布

- (3) イクボス企業同盟とやま
イクボスや働き方改革に関する講演会の開催、情報誌の発行等によって企業の実践的な取り組みを支援
- (4) 女性活躍・中小企業支援事業
社会保険労務士が企業を訪問し、女性活躍に関する現状把握や課題分析を支援し、取組について助言

2. お問い合わせ

- (1)～(3) 富山県少子化対策・働き方改革推進課
TEL 076-444-3137
- (4) 富山県女性活躍推進課
TEL 076-444-3328

08 事業継続計画等に関する支援

防災、減災、感染症対策促進事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

事業継続計画を策定している又は事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者

2. 内容

防災、減災、感染症対策を強化する設備整備費、設備移設費、感染症対策設備費等に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 助成率 1/2以内
- (2) 助成限度額 1,000千円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
中小企業支援センター
経営支援課
TEL 076-444-5605

富山県の融資制度

(拡) 令和4年に拡充したメニュー

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策メニュー

取扱期間 令和5年3月31日まで

資金名	融資対象	資金用途
DX推進資金	新たな製品・サービスや付加価値の創出に取り組むため、デジタル技術を活用した設備を導入し、1%以上の生産性または業務効率の向上を図る中小企業者	設備資金
(拡) ビヨンドコロナ応援資金	「伴走支援型特別保証」(※2)を利用する中小企業者 【要件】 ・売上がコロナ前同期等と比較して15%以上減少していること ※「現在(申請時点)とコロナ前」のほか、「昨年とコロナ前」、「現在と昨年」等の比較が可能 ・経営改善に向け、経営行動計画書(アクションプラン)を策定すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること	設備資金 運転資金 借換資金 (※3)
経営改善サポート資金	「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」(※2)を利用する中小企業者 【要件】 中小企業活性化協議会や経営サポート会議等の支援により作成した事業再生計画に基づいて経営を再建すること	設備資金 運転資金 借換資金 (※3)
経営安定資金 経済変動対策緊急融資 新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、売上高等が最近1ヶ月の実績(※1)とその後2ヶ月を含む計3ヶ月の見込みで、対前年同期比で5%以上減少(※2)しているもの ※1「最近1ヶ月の実績」のほか、「最近6ヶ月の実績」等による比較も可能 ※2 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期が比較対象	運転資金
緊急経営改善資金 【新型コロナウイルス感染症対策特別措置】	上記の経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」と同様(借換は3回まで可能)	(1) 一般枠 県の融資制度(県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く)のほか、金融機関の保証付既往債務(※3)の借換 (2) 小口枠 県小口事業資金の借換

設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名	融資対象	資金用途
設備投資促進資金	工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する中小企業者(駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません)	設備資金 〔設備投資に伴う 運転資金〕 ※運転資金のみの利用は不可
生産性革命推進枠 取扱期間 令和5年3月31日まで	(1) 老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者 (2) 販売または役務の提供に係る業務向上のための設備を導入し、業務効率の1%以上の向上を図る中小企業者 ※次の場合は融資利率を優遇:①小規模企業者の場合、②経営力向上計画または先端設備等導入計画の認定を受けた事業計画を実施する中小企業者の場合	設備資金 〔設備投資に伴う 運転資金〕 ※運転資金のみの利用は不可
新成長産業育成支援資金	次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野(航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野、ヘルスケア)に係る装置・部品等の製造業 (5) 5Gに関連する研究開発・製造業	設備資金 〔設備投資に伴う 運転資金〕 ※運転資金のみの利用は不可
防災・減災対策促進資金	感染症を含む自然災害等の発生に備え、その影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入、燃料の備蓄等を行う中小企業者で、次のいずれかに該当するもの (1) BCP(事業継続計画)を策定したもの (2) 事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの	設備資金 〔設備投資に伴う 運転資金〕 ※運転資金のみの利用は不可

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。
 ※2 保証制度の内容については、富山県信用保証協会(076-423-3171)にお問い合わせください。
 ※3 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会にご相談ください。
 ※4 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。

利用上の注意点

- ・支払済の資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。
- ・建物（土地）の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率(固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率(※1) (令和4年4月1日現在)	
3,000	10年以内 (3年以内)	年0.90%以内 〔当初3年間は県の利子 補給により実質無利子〕	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
6,000	10年以内 (5年以内)	年1.25%以内	ゼロ 〔事業者負担を 県補助により ゼロに〕	市町村の認定書、売上減少 要件確認書を添えて取扱金 融機関
1億円	15年以内 (5年以内)	年1.45%以内	保証必須	取扱金融機関
1億6,000万円 〔※地域産業対策枠との合計 ※「新型コロナウイルス 感染症対応資金」 (限度額6,000万円)の 残高を含む〕	7年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	・一般保証利用時 商工会議所または商工会 の認定書を添えて取扱金 融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 〔借換と同額までの新規運 転資金を含む ※運転資金のみの利用は 不可〕	10年以内 (1年以内)	年1.25%以内	セーフティネット 保証を利用する場合 年0.50%	・セーフティネット保証 利用時 市町村の認定書を添えて 取扱金融機関

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融資利率(固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率(※1) (令和4年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※4) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地) を取得する場合(※4) 15年以内(1年以内)	年1.65%以内 (令和5年3月31日まで)	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.25%以内 ①または②に 該当する場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 15年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課

※県地域産業支援課 076-444-3248

創業・事業承継時の資金繰りを支援

資金名		融資対象	資金用途
創業・事業承継支援資金	⑧ 創業者枠	(1) 事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後5年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠	(1) 後継者不足等のため存続見通しが見つからない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しが見つからない相続人（事業資産の取得資金、法人継承者による経営権（株式）買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金が対象） ※次の場合は保証料率を優遇：★事業承継をきっかけに経営革新等に取り組む場合	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠 〔事業承継特別保証利用時〕	経営者保証コーディネーターの確認を受けて、「事業承継特別保証制度」（事業承継時に経営者保証を不要とする保証制度）（※3）を利用する中小企業者	設備資金 運転資金 借換資金 （※4）

新事業の展開を支援

資金名		融資対象	資金用途
新事業展開支援資金	地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業（コミュニティビジネス）を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金 運転資金
	経営革新枠	経営革新計画の承認を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	新事業展開支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建設業等新分野進出支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金

脱炭素社会をめざして

資金名		融資対象	資金用途
脱炭素社会推進資金	再生可能エネルギー利用促進枠	再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 〔設備投資に伴う 運転資金〕 ※運転資金のみの利用は不可
	環境施設整備枠	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入 等	当該施設整備等に要する設備資金
	立山環境配慮バス購入枠	立山有料道路等（桂台～室堂）で運行する路線バス又は貸切バスを自動車Nox・PM法の基準に適合するものに買い替える中小企業者	設備資金

- ※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。
 ※2 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。
 ※3 保証制度の内容については、富山県信用保証協会(076-423-3171)にお問い合わせください。
 ※4 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (令和4年4月1日現在)	
3,500	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.40% 保証必須 創業関連保証 を利用する場合 年0.50% (令和5年3月31日まで)	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
5,000 (うち運転資金 3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得 する場合(※2)15年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% ★に該当する場合 年0.15%～年0.85% (令和5年3月31日まで)	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
8,000 (うち運転資金 8,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※1) 1億円	10年以内 (1年以内)	年1.20%以内	年0.10%～年0.58% 保証必須 (令和5年3月31日まで)	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (令和4年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の認 定書を添えて、取扱金融機関を 経由のうえ県地域産業支援課
1億円 (うち運転資金 1,500)	設備資金 10年以内 (3年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.68%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
4,000 (うち運転資金 1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
4,000 (うち運転資金 1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (令和4年4月1日現在)	
1億円 (うち運転資金 1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.15%以内 太陽光発電設備は 年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県地域産業支援課
個別 3,000 団体 5,000	個別 7年以内 (1年以内) 団体 10年以内 (1年以内)	年1.65%以内 (6)、(7)の場合 年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県環境政策課
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県自然保護課

※県地域産業支援課 076-444-3248
 ※県環境政策課 076-444-3141
 ※県自然保護課 076-444-3396

地域の活力向上を支援

資金名		融資対象	資金用途
地方創生 推進資金	県内進出・本社機能等強化支援	(1) 県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人：事務所の移転など ※次の場合は融資利率を優遇：①県内雇用5人以上の場合、②地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）による場合 (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）に基づく施設・設備等の導入を行う県内中小企業者	設備資金 運転資金
	ブランド力向上支援	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1) 地域産業資源活用事業計画、農商工等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま中小企業チャレンジファンドの補助金の交付決定を受けたもの (2) 「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者（認定日から3年以内） (4) 富山プロダクツに選定された事業者（選定日から5年以内）	設備資金 運転資金
	海外市場開拓支援	(1) 海外市場へ進出する中小企業者が、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設（合弁会社等の海外現地法人の設立を含む）に要する資金 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象としています (2) 海外市場へ進出する中小企業者が、海外向け製品の生産・販売等に要する資金 ※生産は県内で行われるものに限りです	設備資金 運転資金
	企業立地促進	次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者（原則として中小企業者） ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金
	薬業振興	(家庭薬振興資金) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	運転資金
(懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者		設備資金 〔販売業者が購入する懸場帳〕	

商業・商店街等の活性化

資金名		融資対象	資金用途
商業・サービス業活性化資金		(1) 商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 設備資金 運転資金 (2)、(3) 設備資金
	観光旅館施設整備	(一般枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業者以外のものを含む） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
		(特別枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 (中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 〔設備投資に伴う運転資金〕 ※運転資金のみの利用は不可

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物(土地)の取得については、必ず事前に県地域産業支援課へご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (令和4年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金 3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地) を取得する場合 (※2) 1 億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地) を取得する場合(※2) 15年以内 (1年以内)	(1) 年 1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内 (2) 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県地域産業支援課
7,000 (うち運転資金 1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県地域産業支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内 TPP 域内を 対象とする場合 年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県地域産業支援課
2 億円 知事特認 5 億円	10年以内 (2年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県立地通商課
500	5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県くすり政策課
個人 3,000 法人 7,000	10年以内 (3年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県くすり政策課

※県地域産業支援課 076-444-3248
 ※県立地通商課 076-444-3244
 ※県くすり政策課 076-444-3236

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (令和4年4月1日現在)	
設備資金 (1) 5,000 (2) 3,000 (3) 1 億円 運転資金 (1) 1,000	設備資金 (1)、(3) 10年以内 (1年以内) (2) 7年以内 (1年以内) 運転資金 (1) 5年以内 (1年以内)	(1) 年1.30%以内 (2)、(3) 年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県地域産業支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県観光振興室
5,000 (うち運転資金 1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.45%以内		

※県地域産業支援課 076-444-3248
 ※県観光振興室 076-444-3500

事業の活性化

資金名	融資対象	資金用途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

経営の安定・倒産の防止

資金名	融資対象	資金用途	
小規模企業等経営支援短期資金	従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金	
小口事業資金	一般小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者（富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください）	設備資金 運転資金	
	零細小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	設備資金 運転資金	
経営安定資金	地域産業対策枠 経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金	
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 令和5年3月31日まで 新型コロナウイルス感染症対策枠についてはP.8をご覧ください。	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 令和5年3月31日まで	最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠 取扱期間 令和5年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1) 最近時決算において経常赤字の者 (2) (株)整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3) 民事再生法等による法的再建手続きを行う者 (4) 中小企業活性化協議会から再生支援の認定を受けた者 (5) 信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6) (株)地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7) とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠	国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 令和5年3月31日まで 【新型コロナウイルス感染症対策特別措置】についてはP.8をご覧ください。	最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者（借換えは2回まで可能）	(1) 一般枠 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務(※2)の借換 (2) 小口枠 県小口事業資金の借換	

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 借換の対象については、事前に富山県信用保証協会（076-423-3171）にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (令和4年4月1日現在)	
3,000	5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県地域産業支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (固定金利) (令和4年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (令和4年4月1日現在)	
600	1年以内	年1.70%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 2,000 (無担保) [保証債務残高が2,000万円 以下等の条件を満たす者 にあっては、無担保無保証]	設備資金 7年以内 (6ヶ月以内) 運転資金 5年以内 (6ヶ月以内) [ただし、最近決算において2期連 続して経常赤字を計上し、かつ、県 内の商工会議所、商工会または中 小企業支援センターにおいて経営 指導を受けている場合は7年以内]	年1.80%以内	年0.60% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.50%	市町村、商工会議所または 商工会を經由のうえ取扱金 融機関 (※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます
信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 2,000 (無担保) [保証債務残高が2,000万円 以下等の条件を満たす者に あっては、無担保無保証]	設備資金 7年以内 (6ヶ月以内) 運転資金 5年以内 (6ヶ月以内) [ただし、最近決算において2期連 続して経常赤字を計上し、かつ、県 内の商工会議所、商工会または中 小企業支援センターにおいて経営 指導を受けている場合は7年以内]	年1.75%以内	年0.70% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.50%	市町村、商工会議所または 商工会を經由のうえ取扱金 融機関 (※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機関
1億6,000万円 [※地域産業対策枠との合計 ※「新型コロナウイルス 感染症対応資金」 (限度額6,000万円)の 残高を含む]	7年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証 5号を利用する場合 年0.50%	<ul style="list-style-type: none"> 一般保証利用時 商工会議所または商工会 の認定書を添えて取扱金 融機関 セーフティネット保証5号 利用時 市町村の認定書を添えて 取扱金融機関
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機関
1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を經由のうえ 県地域産業支援課
5,000 (ただし債権額が限度)	7年以内 (1年以内)	年1.45%以内 (令和5年3月31日まで)	年0.60% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 [借換と同額(上限1,000)ま での新規運転資金を含む ※運転資金のみの利用は 不可]	10年以内 (1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書及び実施計画書を添 えて取扱金融機関

※県地域産業支援課 076-444-3248

その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内 容	貸付の相手方
集 団 化 事 業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を設備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施 設 集 約 化 事 業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共 同 施 設 事 業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設 備 リ ー ス 事 業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 （地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など） (2) 一般社団法人等 （一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の拠出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど） (3) 商工会、商工会議所等

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県地域産業支援課にお問い合わせください。

3. この資金の借入に当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県地域産業支援課(TEL 076-444-3249)にご相談ください。

(利率については、変更になることがあります。)

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備(共同施設等の設備に限る。)	年0.35%	20年以内(3年以内)	年賦 (元金均等償還)	整備資金(貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金)の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備(共同施設等の設備に限る。)	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内(3年以内)	〃	〃

(公財) 富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度

中小企業再生支援協議会とは

企業再生をお考えの皆さまに、専門知識を持ったスタッフが、あらゆる角度から再生の取組みのお手伝いをいたします。

相談内容

- 企業再生に関する窓口相談の実施と対応策のアドバイス
- 専門家のプロジェクトチームによる再生計画作成支援
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

● 公的な協議会

当協議会は国から富山県新世紀産業機構が委託を受けて事業を行う公的な機関です。
(各都道府県に1ヶ所設置されています)

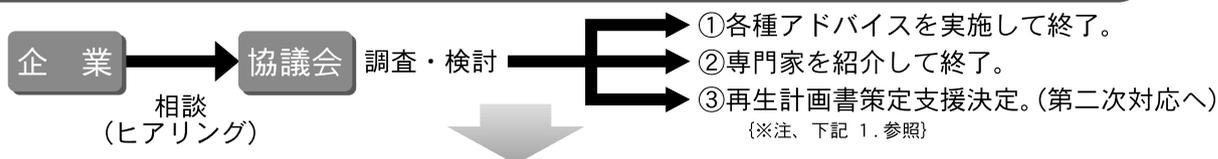
● 専門家が常駐

中小企業の再生経験豊かな専門家が常駐し、いつでも相談に応じます。

● 地域全体がバックアップ

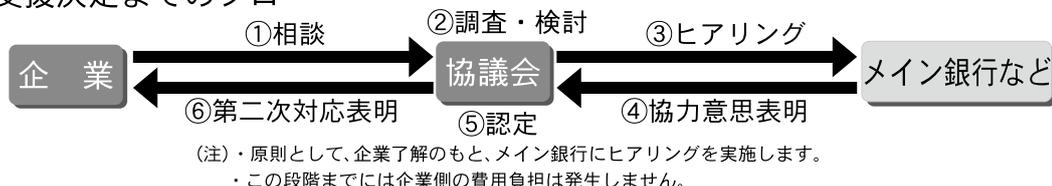
富山県内の中小企業支援団体や金融機関など、地域が一体となって企業再生をバックアップいたします。

第一次対応のフロー (無料)

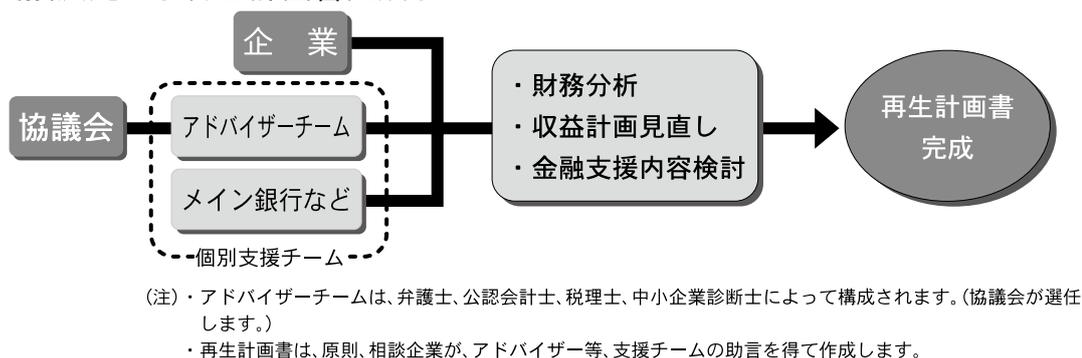


第二次対応のフロー

1. 支援決定までのフロー



2. 支援決定から再生計画書完成までのフロー



3. 再生計画書完成から金融支援とりまとめまでのフロー



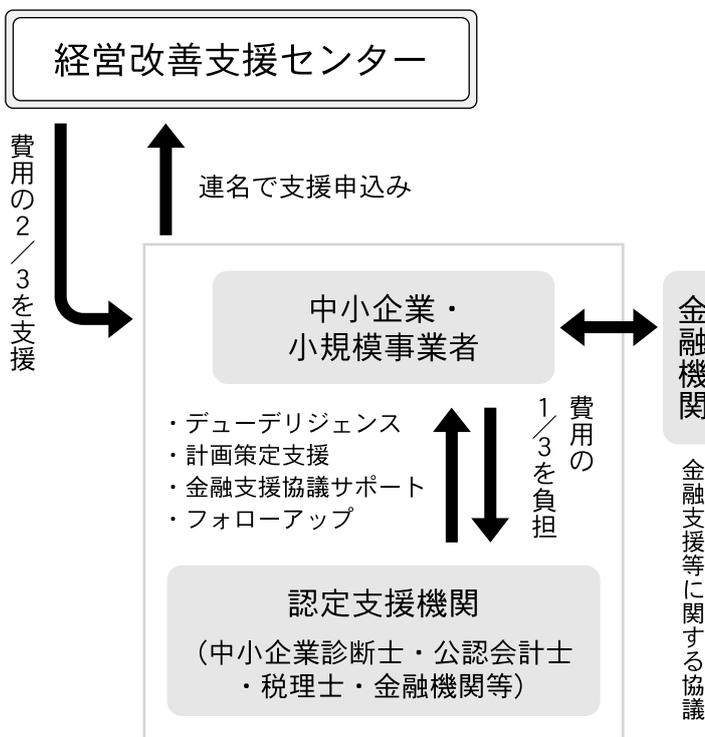
4. 再生計画スタート後

協議会は、再生計画書の策定支援、金融支援のとりまとめにとどまらず、以降一定期間再生計画書の進捗状況のフォローにも協力させていただきます。(支援の継続)

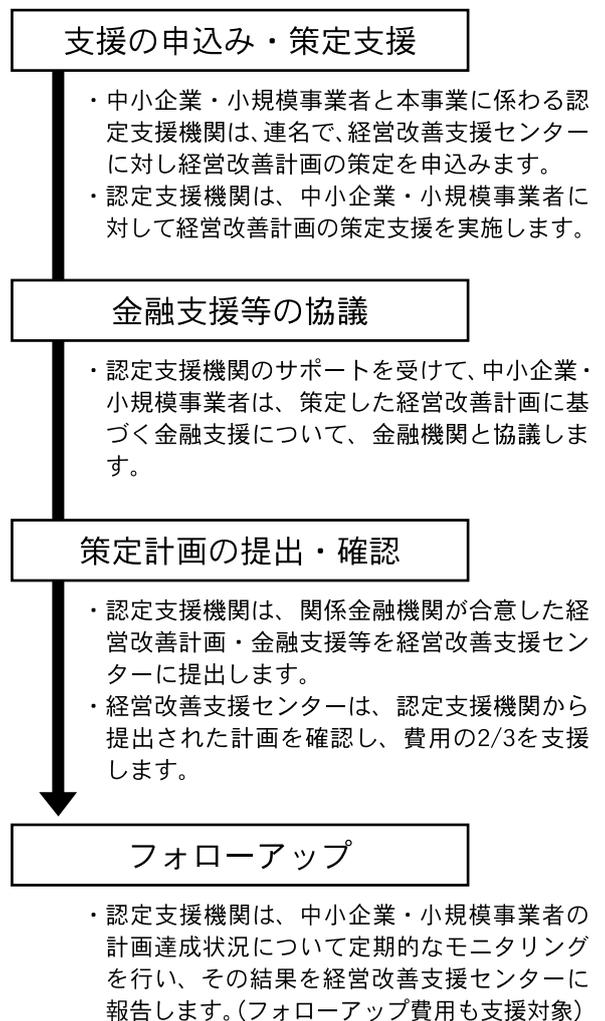
経営改善支援センターとは

- 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援します。
- 条件変更などの金融支援を必要としない、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3（上限20万円まで）を支援します。

事業スキームの概要



事業の流れ



対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

連絡先

富山県中小企業再生支援協議会

〒930-0866 富山市高田 527 番地(情報ビル2階)
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL (076) 444-5663 FAX (076) 444-5618

連絡先

富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田 527 番地(情報ビル4階)
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL (076) 441-2134 FAX (076) 444-5619

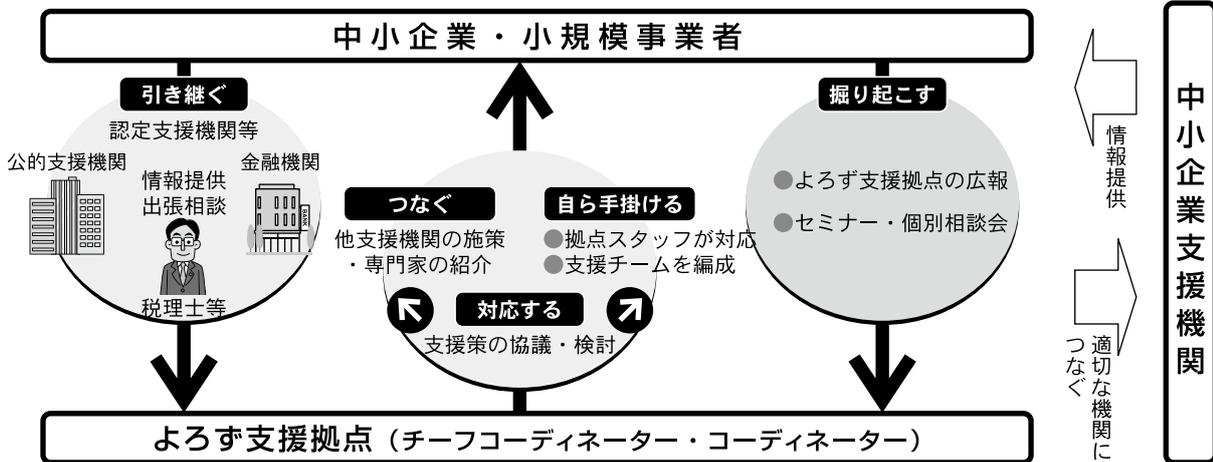
富山県よろず支援拠点とは

経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではチーフコーディネーター及びコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成などにより、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的に行います。

【利用時間・利用方法】

平日（8：30～17：15）



中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動（ベンチャー）や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

(1) 総合窓口相談の開設

経営、金融、ITなど様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

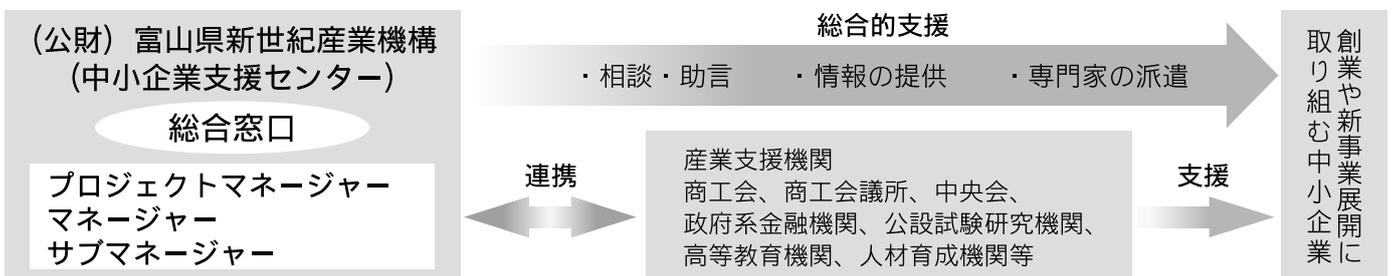
(2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な診断・助言を行います。[必要経費（専門家謝金・旅費）の1/3の自己負担をお願いします。]

(3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。また、社員教育用DVDの視聴・無料貸出サービスを行っています。

(令和4年1月現在：1,006タイトル)



連絡先

富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田 527 番地 (情報ビル 1 階)
 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
 TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

連絡先

中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田 527 番地 (情報ビル 1 階)
 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
 TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

富山県事業承継・引継ぎ支援センターとは

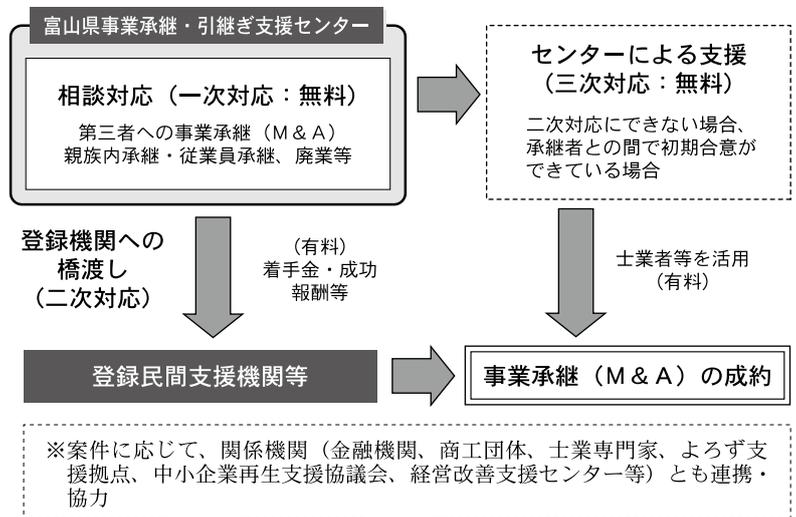
経済産業省から委託を受け、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者を支援するため、「富山県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置しています。

支援センターでは、親族内承継や従業員・役員承継、後継者不在などで事業の存続に悩む事業者の皆さまの相談に対応します。

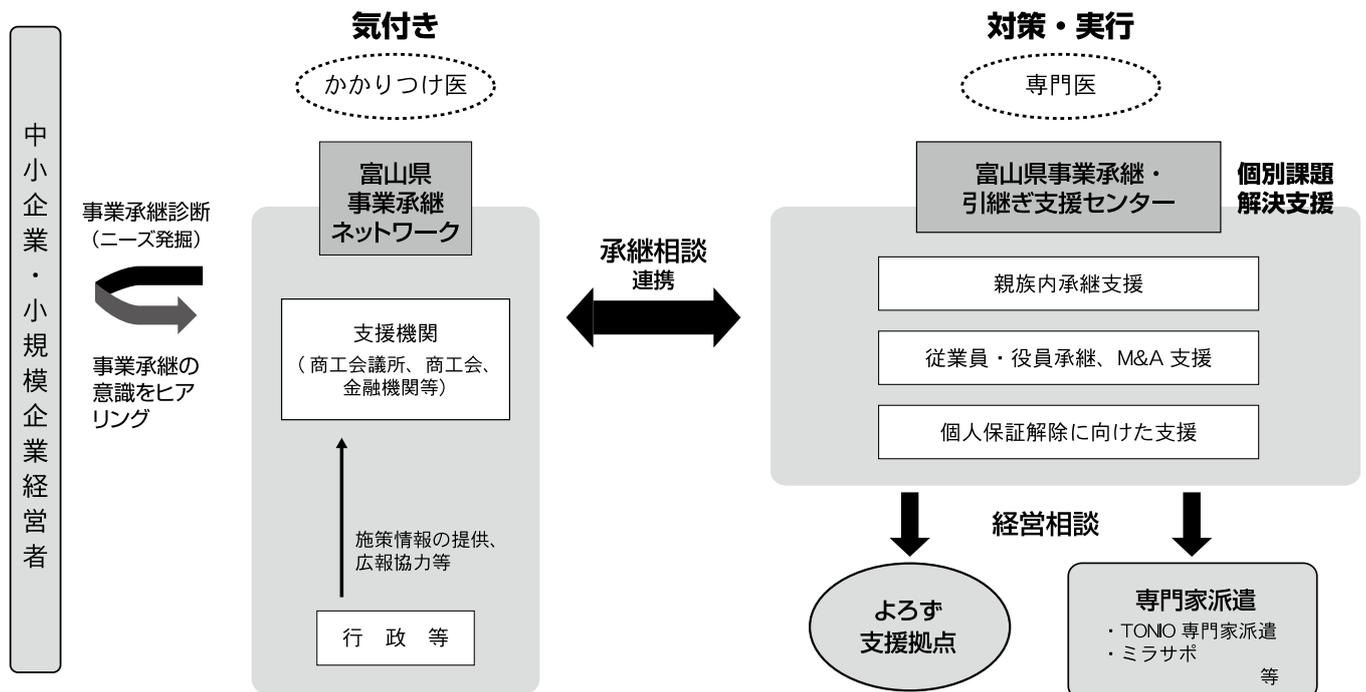
<事業内容>

- ・事業承継（親族内、従業員・役員、第三者）にかかるニーズを見つけるため、県内外の中小企業支援機関でネットワークを組織しています。
- ・事業承継診断をはじめとする事業承継について考えるきっかけづくりや情報提供を行います。
- ・事業承継に関する相談について、専門家がきめ細かくアドバイスを行います。
- ・事業承継相談のなかでM&Aの可能性があり、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には、仲介機関の活用も支援します。
- ・親族内承継について、事業承継の専門家による無料の事業承継計画作成の支援を行います。
- ・事業承継時の経営者の個人保証解除に向けた支援を行います。
- ・その他、各支援機関と連携した個別の具体策支援を行います。

<従業員・役員承継、第三者承継の支援の流れ>



<事業承継支援体制>



連絡先 富山県事業承継・引継ぎ支援センター

〒930-0866 富山市高田 527 番地（情報ビル 2 階） 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内
TEL (076) 444-5625 FAX (076) 444-5648

「特集2」 中小企業における「育児・介護休業法」改正への対応について

～ 令和4年4月1日から段階的に施行しています ～

育児・介護休業法（正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）は、男女ともに自ら（配偶者）に生まれた子供の育児や、家族の介護が必要な従業員に対し、仕事と家庭の両立を支援するための法律です。

少子高齢化が急速に進行する中、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現するためには、「育児・家事は女性がするもの」「男性が育児休業を取得するなんてありえない」といった考えや風潮を改め、社会全体での男性の育児休業取得を促進することが求められています。

今号の特集では、令和4年4月、10月、令和5年4月と3段階で施行される育児・介護休業法改正のうち、中小企業者が対応すべき内容について紹介します。

1. 雇用環境の整備及び個別周知・意向確認措置を義務化（令和4年4月1日施行）

事業主は、本人又は配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対して、個別に制度周知・休業取得の意向確認を行う必要があります。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備は、全ての会社が対象となります。

男女を問わず、「育児休業」「出生時育児休業（以下、産後パパ育休）」の申出が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じなければなりません。

※産後パパ育休は令和4年10月1日から対象。

◆休業取得の意向確認

本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度に関する次の事項の周知と、休業取得の意向確認の措置を個別に行わなければなりません。

- ①育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容等）
- ②育児休業・産後パパ育休の申出先
- ③育児休業給付に関する制度の内容等
- ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間に負担すべき社会保険料の取扱いについて

周知及び意向確認の方法には、面談（オンライン可）や書面交付の他、労働者が希望した場合に限り、FAX もしくは電子メール等（イントラネット、Webメール、SNS等）での周知・意向確認が可能です。また、図1のとおり労働者が希望の日から円滑に育児休業を取得することができるように配慮し、適切なタイミングで実施する事が必要です。



【図1】

労働者からの申出のタイミング	事業主からの周知・意向確認の実施時期
出産予定日の1か月半以上前の申出	出産予定日の1か月前まで
出産予定日の1か月半前から1か月前の間の申出	申出から2週間以内など、できる限り早い時期
出産予定日の1か月前から2週間前の間の申出	申出から1週間以内など、できる限り早い時期
出産予定日の2週間前以降や、子の出生後の申出	できる限り速やかに

◆雇用環境整備

育児休業と産後パパ育休の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は①～④のいずれかの措置を講じる必要があります。また、措置を講じる際は、短期はもとより1か月以上の長期の休業の取得を希望する労働者が、希望するとおりの期間の休業を申出・取得できるように配慮が必要です。

< 対象者 >

妊娠・出産等の申出をした労働者（本人又は配偶者）

< 内容 >

①研修の実施

全従業員を対象とすることが望ましいですが、少なくとも管理職についてはマタニティハラスメント及びパワーハラスメント防止のために、研修を受けたことがある状態にしてください。

②相談体制の整備等（相談窓口の設置）

窓口を形式的に設けるだけでなく実質的な対応窓口を設け、従業員が相談できるように周知を行い、利用しやすい体制を整備してください。

③育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

自社の育児休業取得事例を収集し、その事例が掲載された書類の配布やイントラネット（企業内 LAN）に掲載し、従業員が閲覧できるようにしてください。また、提供する取得事例が特定の性別や職種、雇用形態等に偏らないよう可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。

④育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

育児休業に関する制度や、育児休業の取得促進に関する会社の方針を記載したものを、従業員へ周知してください。

2. 有期雇用労働者の取得要件の緩和 （令和4年4月1日施行）

これまで期間を定めて雇用される労働者（有期雇用労働者）が育児休業及び介護休業を取得する場合には、雇用されている期間が1年以上であることが取得要件となっていました。今回の改正により育児休業・介護休業いずれも有期雇用労働者の取得要件が緩和されました。

改正前

（育児休業の場合）

- (1)引き続き雇用された期間が1年以上
- (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

（介護休業の場合）

- (1)引き続き雇用された期間が1年以上
- (2)介護休業開始予定日から起算して、93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない



改正後

育児休業・介護休業いずれも、
(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

※無期雇用者と同様の取り扱い

（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）

※育児休業給付についても同様に緩和

※育児休業・介護休業の取得要件の「1歳6か月までの間に契約が満了する事が明らかでない」については改正前から変更はありませんが、次のポイントにより判断します。

- ・育児休業の申出があった時点で、労働契約の更新がないことが確実であるか否かにより判断します。
- ・事業主が「更新しない」旨の明示をしていない場合は、原則として「労働契約の更新がないことが確実」とは判断されません。

3. 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設（令和4年10月1日施行）

出生時育児休業（以下、産後パパ育休）は、出産する女性以外の男性・養子を迎える女性が、子の出生後8週間以内に、最長4週間(28日)まで取得することができ、通常の育児休業等とは別の制度として利用できる新たな制度です。

この制度は、男性の育児休業取得促進のために、男性の育児休業取得ニーズが高い子の出生直後の時期に、これまでの育児休業よりも柔軟で休業を取得しやすい枠組として設けられました。

産後パパ育休を育児の入口と位置づけ、育児の大変さや喜び等を男性自身が実感することで、その後の育児への関わり方、更なる育児休業の取得や休業後の働き方の見直しが期待されています。

産後パパ育休と育児休業の分割取得の概要

	産後パパ育休 (R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳まで)	原則子が1歳 (最長2歳まで)
申出期間	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の 就業	労使協会を締結している 場合に限り、労働者が同意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

企業側は育児と仕事の両立に関する方針や、取組（休業前後の面談、休業中の情報提供、職場復帰前後の研修、キャリア開発等）を示すことで、「育児休業がキャリアに支障をきたすのではないか」という労働者の不安を払拭するために有効です。

従来の育児休業と同様に、労働者が容易に取得できるように、事業所にあらかじめ制度を導入し、就業規則の整備等必要な措置を講じなければなりません。

< 申出期限の延長 >

産後パパ育休の申出期限は原則2週間前となっていますが、次の事項を労使協定で定めることにより、現行の育児休業と同様に1か月前までとすることができます。

- (1)雇用環境の整備等の措置の内容
- (2)産後パパ育休の申出期限（2週間超から1か月以内に限る）

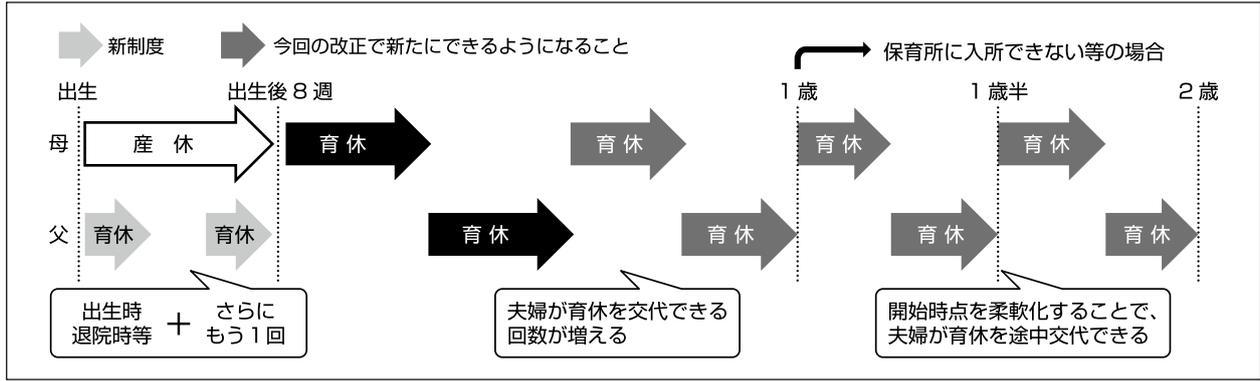
< 産後パパ育休中の就業 >

労使協定を締結することにより、産後パパ育休期間中も就業させることが可能です。ただし、休業中は就業しないことが原則であるため、休業中の就業を認めないことも可能であり、この場合は労使協定の締結は不要です。

事業主は労働者に対して就業可能日等の申出を一方向的に求める事や、労働者の意に反する様な取り扱いをしてはいけません。また、同意した就業日等については、産後パパ育休の開始予定日前日までは、労働者は事由を問わず同意の全部又は一部撤回が可能です。休業開始日以後は特別な事情がある場合に限り、労働者が撤回可能です。

産後パパ育休は、子を養育するための休業であるため、子の養育を果たせないような形で休業中に請負で働くことは、休業の趣旨にそぐわないため留意が必要です。

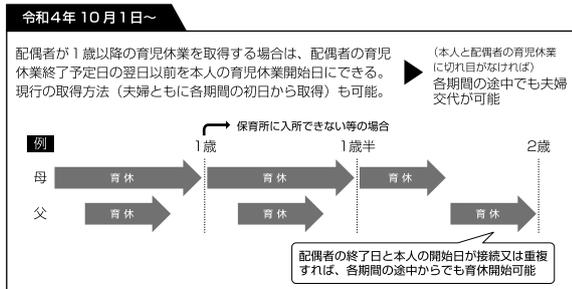
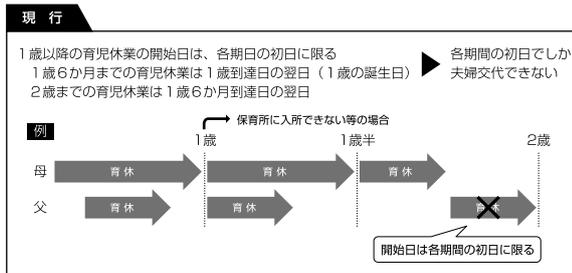
【改正後の働き方・休み方のイメージ】



4. 育児休業の分割取得について (令和4年10月1日施行)

これまでの制度では原則として育児休業の分割取得はできませんでしたが、今回の改正により、10月以降は産後パパ育休の期間とは別に、育児休業を2回まで分割して取得できるようになります。これにより、男性は子が1歳になるまでの間に、最大4回（産後パパ育休期間中に2回、それ以降に2回）に分けて育児のための休業を取得できるようになります。

これにより、配偶者の復帰のサポートや、自身の仕事の事情に合わせて、より柔軟に育児休業を取得できるようになることが期待されています。



5. 育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正により、妊娠・出産の申出をしたこと、産後パパ育休の申出・取得や期間中の就業を申出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いの禁止が追加されています。

事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じる事が義務付けられています。

6. 更に詳しい情報、お問合せ先

◆ 育児・介護休業法の詳しい内容

厚生労働省のホームページには、法改正関連情報や、育児休業促進等に関するセミナー等の情報を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

◆ お問合せ先

富山労働局 雇用環境・均等室
 TEL 076-432-2740

【出典】

育児・介護休業法 令和3年（2021年）改正内容の解説（厚生労働省）
 改正育児・介護休業法 対応はおすすめですか？（中小企業事業主向けリーフレット 厚生労働省）

創業107年、自転車を通して地域に貢献 時代を超えて地元が必要とされる店に

木谷サイクルは大正4(1915)年の創業以来、時代を超えて自転車の普及とともに歩んできました。「自転車を通して地域に貢献する」をモットーに地元・新湊地区で出張修理などのサービスを展開するほか、近年はスポーツサイクルの取り扱いを強化し、自転車愛好家を対象としたイベントも展開しています。県内の自転車商業界の発展にもかかわる3代目代表の木谷松雄氏にこれまでの歩みや将来への思いを伺いました。

木谷サイクル

代表 木谷 松雄 氏

大正期は富裕層の乗り物

Q. 大正4年の創業以来、自転車販売一筋で今年107周年を迎えられました。

祖父が創業し、父が継いで私が3代目になります。「新湊市史」を調べると、明治から大正にかけて市内には自転車が4台あり、所有者は市長や医者らで、富裕層しか持てない相当高額の乗り物だったようです。自転車に対する課税もありました。

昭和3年には富山県自転車業組合が組織され、祖父も名を連ねています。当時の自転車取締規則には、女性は袴かそれに類するものを着用すべしとか、高下駄を履いて乗車してはいけないとかまで明記されていました。

自転車は徐々に普及し、私が

幼い頃は店の8畳ほどの土間に数台並んでいた記憶があります。昭和30年代頃になると女性にも扱いやすい小さめの自転車が売り出されたほか、サイクリングブームも追い風となり、自転車販売店も増えて新湊地区には25件ほどありました。

長兄が会社員の道を選び、私が家業を継ぐことになって、勤め先の大手企業を辞めて自転車卸会社で修業し、必要な資格を取得しました。修業中は小遣い程度の給与で、早く一人前になろうと必死で仕事を覚えました。

修理の出張サービス展開

Q. 3代目として、どのような思いで自転車販売に携わってききましたか。

私が店に入った昭和40年代の

後半はオイルショックによる激しいインフレで、自転車メーカーから、新しいプライスカードが何度も送られてきたものです。

昭和50年頃から原動機付自転車(原付)の取り扱いを始めました。当時メーカーによるし烈なシェア争いがあり、新車価格はあつてないようなもの。自転車より安く出せたほどでした。ただ、原付は行動範囲が広いいため、パンクなどの連絡を受けても遠すぎてすぐに対応できないことが多々あり、従業員を雇いました。

昭和60年には店舗を現在地に新築移転しました。お客様のなかには3代にわたるお付き合いもあり、縁をつないでくれた先々代、先代に感謝しています。修理、点検、補償・保険などの対



高岡市の本店



主宰する自転車交流イベントの様子

きだに・まつお

昭和23年11月17日、新湊市（現射水市）生まれ。41年、高岡第一高校卒業後、一般企業勤務を経て、自転車卸会社で修業し、44年、木谷サイクルに入社。50年、代表に就任。平成24年、富山県自転車商業協同組合理事長、富山県自転車防犯登録協会会長に就任、現在に至る。



応にも力を入れ、修理の出張サービスも行っています。パンクや故障で自転車を押して歩くのが困難なときなど、電話1本で伺います。また、自転車愛好家たちを連れて、定期的にサイクリングに出かけたりもしました。

地域に必要とされる店であり続けるために、今何をすべきかを常に考え、思いついたらすぐに行動していたように思います。見切るのも早い方かもしれません。

親子間のバトンゾーン

Q. 近年はスポーツバイクの取り扱いにも参入し、サイクリングイベントにも積極的に関わっているそうですね。

大手自動車メーカーの系列会社に勤めていた長男が「自転車の仕事がしたい」と言い、店に入ってから10年ほど経ちます。商品や部品の発注などオンライン化が進むなかで任せることが増えています。ちょうど親子間のバトンゾーンのような時期ですね。

スポーツバイクは長男が取り扱いを始めました。変速20～22段が当たり前で知識が必要ですし、運転資金のケタも違います。私はとてもついていけません。県内では後発ですが、長男は講習を受けたり、周囲から教わったりと熱心です。ホームページ

や口コミを通じて県内各地から訪れるお客様が増えました。

コロナ禍で休止中ですが、月1回「ゆったりサイクリング」というイベントを長男が企画して開催し、愛好者らと交流を深めていました。「富山湾岸サイクリング」や「グランフォンド富山」ではスタッフとして後方支援しています。

健康志向の高まりや脱炭素の観点から注目される自転車ですが、消費者の買い方が変わり、地域の店がますます減る懸念があります。商売仲間とも「やめるタイミング」がよく話題になります。跡を継いでくれることに喜びつつも、長男には店を残すことにはとらわれずに、地域に必要とされる店であり続けてもらえたらと思います。

100年以上続く店が14件

Q. 理事長を務める富山県自転車商業協同組合では、どのような取り組みをされていますか？

私が理事長に就任した平成24年に300人いた組合員も、高齢化や後継者難などで120人（令和4年4月）となりました。100年以上続いている店は当店を含めて14件あります。一方で、ホームセンターや大型専門店などの準会員が105人を数え、今

の自転車販売業界を反映しているといえます。

令和元年に組合事務所を富山駅北から現在地に新築移転しました。50年が経ち老朽化が進んでいたためです。また、翌2年には旧名称から時代に合わなくなった「軽自動車」を外し、現名称に変更しました。手間や費用がかかりましたが、両案件ともいいタイミングで実現できたと思います。組合を支える事務方の人材にも恵まれて、基盤強化につながっています。

令和5年10月からのインボイス制度についても、富山県中小企業団体中央会さんや税理士さんらの力を借りて、説明会などを行っていきます。

妻とランチに出かけ舌鼓

Q. 休日はどのようにリフレッシュしていますか？

以前は夫婦でゴルフをしていましたが、近年、定休日を設けてからは、妻とランチに出かけるのが楽しみです。近場が中心ですが、グルメな商売仲間や地元の友人らから教えてもらった情報を基に県内各地、さまざまな店に出かけ舌鼓を打ちます。花見時期にはドライブがてら朝日町のあさひ舟川「春の四重奏」の景色も観賞しました。



富山県インテリア事業協同組合さんよりこんにちは

近年、人々の価値観の多様化に伴いライフスタイルが変化するなか、快適でこだわりを持った空間の創出が求められています。また、「防災ラベル」や「防火壁装ラベル」を防災対策として施し、安心・安全な居住環境づくりを提供する事が重要となっています。

今回は、住まいやオフィス等の室内装飾を手掛ける事業者で組織される、富山県インテリア事業協同組合さんを紹介いたします。

◆組合の沿革

石油危機に端を発したインフレや、世界的な経済不況による物価の高騰、金融引き締め政策などにより厳しい経営環境の中、更に都市建築物の不燃化に伴うインテリア製品の防災防火規制への対応が求められており、業界で一致団結してこれらの課題に対応することを目的に昭和49年、富山県室内装飾事業協同組合を設立しました。その後、県内の同種団体と統合し組合員数を拡大、昭和53年に富山県インテリア事業協同組合に改称しました。設立以来、防災ラベルの斡旋をはじめ、資材の共同購買事業、技能向上を目的とした講習会の開催など、組合員の経営の安定化及び業界の発展に寄与すべく各種事業を推進してきました。

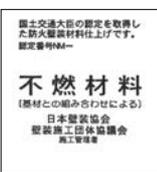
◆防災・防火のある暮らしを

日頃、私たちは燃えやすいものに囲まれて生活していますが、火災は日常生活でのちょっとした失火が原因で発生してしまいます。そんな時に頼りになるのが、防災物品です。防災性能を有する防災物品は、火災の初期段階では、火災の発生を防止し、延焼拡大を抑制・阻止する効果があります。また、防災効果により火災の成長を抑制することで、初期消火や避難などの火災対応を行う貴重な時間的余裕をもたらすことができます。昭和43年2月には、消防法改正による防災規制によって、高層建築や不特定多数の人が出入りする公共建築などでは、防災性能基準を満たした防災物品を使用する事が義務付けられています。

県内では唯一、防災物品であることを証明する「防災ラベル」や、防災仕上げを施工した壁や天井などの防火性能を表示する「防火壁装ラベル」を発行しています。この防災ラベルは、登録表示者として消防庁長官に登録を受けた事業者のみが使用・貼付けすることができ、防火壁装ラベルは、防火壁装施工管理者の資格を持つ方だけが使用・貼付けを行うことができます。



防災ラベル



防火壁装ラベル

◆人材の育成に注力

組合では8つの委員会を設けています。防災委員会では、防火壁装施工管理者の資格取得・更新のための講習会の開催、工事・技能委員会では、技能検定の実技試験に備え技術研修を実施するほか、メーカーの協力を得て床仕上げ施工や化粧フィルム工事などの技術講習会等を企画し、施工技術の向上に取り組んでいます。

平成30年から青年部のメンバーが中心となり、多くの学生に建設業に興味を持ってもらうことを目的に「富山県高校建築志の未来授業」に参加し、若手人材の確保に努めています。富山県インテリア事業協同組合をはじめ、建築大工、板金、瓦、左官、建具などの他業種が連携して講師を務め、それぞれの業界の魅力、職人の技の一端を体験してもらう企画を通し、若手後継者の育成をはじめとした次の時代を担う人づくりを進めています。



未来授業で学生へ指導する様子

◆今後の取組み

コロナ禍で自宅で過ごす時間が増えるとともに、リフォーム需要が高まっています。加えて、快適で機能性のある住空間造りのニーズは高く、高度な技術や施工能力の更なる強化が求められています。

会員相互が知恵を出し合い、経営基盤の強化を図りながら、顧客ニーズに応じた技術の向上に積極的に取り組んでいきます。

◆組合概要

組合名称 富山県インテリア事業協同組合
 設立 昭和49年9月10日
 所在地 富山県富山市清水町五丁目6番地
 理事長 小倉 孝之
 組合員数 134社
 TEL 076-422-1420 FAX 076-422-1490

組合だより

瓦技能グランプリ大会を富山（北陸）で初開催しました

富山県瓦工事業協同組合

北陸では初開催となる「全瓦連技能グランプリ2022北陸富山」が、富山県瓦工事業協同組合等が主管となり開催されました。このグランプリは2年に一度開催され、富山県産業展示館テクノホール東館（富山市）を会場に、全国から大会関係者や来場者ら約400人が参加しました。

このグランプリは、業界の資質向上や技術の革新を図り、時代に即した施工を確保することで、瓦の持つ優位性を生かした技術の向上と、その技術承継を広くアピールする事を目的に開催しています。当日は、各地区の予選を勝ち上がった精鋭10名の選手が参加し、6時間の制限時間内で与えられた課題を基に、仕上がりの美しさや技術、安全に配慮した作業体制や作業態度など、日ごろ鍛えた施工技術を披露しました。富山県からは富山県瓦工事業（協）射水支部の橋爪雅之さんが県代表として出場し、全瓦連理事長特別賞を受賞しました。

今回は、徹底した新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、入場者数を制限して開催した他、競技会や開閉会式のライブ配信を行い、大盛況のうちに閉会となりました。



競技の様子



グランプリ開会式

富山県ふるさと認証食品制度に認定されました

となみ乳業協業組合

となみ乳業協業組合が製造するヨーグルト3点が、富山県地域特産品として、令和4年3月25日に富山県より認証されました。富山県ふるさと認証食品制度は、富山県内で生産される良質な農林水産加工食品について基準を定めており、この基準を満たした食品に認証マーク（通称：Eマーク）をつけることを認める制度です。「富山ならではの味を楽しみたい」「安全・安心な食品を選びたい」そんな皆様が、食品を選ぶ際の目印となっています。

今回認定された商品の中には、富山県の老舗養蜂園の国産はちみつを使用した商品もあり、これらは県内スーパーで購入することが出来るほか、大手百貨店のオンラインストアにおいても取り扱われています。これからも、地域の皆様に愛され、安全・安心・新鮮な牛乳をお届けします。



富山県地域特産品
認証マーク（Eマーク）



国産はちみつを使用したヨーグルト

チャレンジングカンパニー富山2023を開催しました

3月10日（木）とやま自遊館（富山市）において、「チャレンジングカンパニー富山2023合同企業説明会」を開催しました。この説明会は、県内中小企業の人材確保を目的に毎年開催しており、当日は県内企業約40社の採用担当者と約50名の学生等が参加しました。

多くの県内中小企業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で採用数が縮小した昨年度から一転し、大企業を中心に採用意欲の高まりを受け、若手人材の確保難に直面しているということもあり、当日会場では、ブースに訪れた学生に対して熱心に会社概要を説明したり、企業側から積極的に学生らにアプローチをする光景が見られました。



合同企業説明会の様子



企業側の説明に耳を傾ける参加者

渋谷和宏氏特別講演会を開催しました

3月24日（木）、ホテルグランテラス富山（富山市）において、経済ジャーナリスト・作家で日本テレビ「シューイチ」のコメンテーターとしてもお馴染みの渋谷和宏氏を講師として迎え、特別講演会を開催しました。

渋谷氏からは「日本経済～激変の時代に輝く組織・輝く人は～」と題して講演いただき、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による日本経済を取り巻く環境の変化や、変化に打ち勝つための条件・スキルについて、実例を交えながらわかりやすくご講演いただきました。

本講演会は、協同組合富山県ハイウェイサービスセンターとの共催及び富山県中小企業経営モデル企業研究会からの協賛を得て開催し、現地及びオンラインでの開催により中小企業の経営者ら約70名が受講しました。



講師の渋谷和宏氏



当日の会場の様子

本会人事異動のお知らせ

本会では、下記のとおり職員の人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏名	新役職	旧役職
令和4年4月1日		
楠 宗久	事務局長 (流通・労働支援課長事務取扱)	
佐伯 真由美	工業支援課長	工業支援課主任
渋谷 翔一	総務課主事 (流通・労働支援課兼務)	総務課主事
竹田 樹	工業支援課主事 (新規採用)	
杉本 凌	流通・労働支援課主事 (新規採用)	

退職 (令和4年3月31日付)

事務局長 高地 伸一
流通・労働支援課長 米谷 孝行
工業支援課長 菅池 有祐

在職中は組合の皆様並びに関係機関の皆様には大変お世話になりました。

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

●●● 持分の譲渡加入について ●●●

Q

他人の持分の全部または一部を譲り受けて組合に加入しようとする者からも、加入金を取ることはできるか??

A

持分譲受加入の場合、持分調整金としての性格を有する加入金は徴収できないと考えられます。理由としては、持分譲受加入の場合、出資の払込手続きを必要としませんでしたので、定款に定めた出資1口金額とこれに応ずる持分額との調整を行う必要が生じない(すでにこの点を考慮して持分の譲渡価格が当事者間で決定されたものと考えられます)からです。

「柔道整復師とは??」

昔から「ほねつぎ」「接骨師」として広く知られ、現在では、主に「接骨院」や「整骨院」で治療を行う人を「柔道整復師」といいます。それ以外にも柔道整復師の資格を持ち、病院で勤務し治療にあたる者や、スポーツ分野でのトレーナーや介護や福祉の分野で機能訓練指導員として活躍する者もいます。

柔道整復師は、高校卒業後、厚生労働省が許可した専門の養成施設（三年間以上修学）か文部科学省の許可した四年制大学で修学し、国家試験を受け、合格すると厚生労働大臣免許の柔道整復師となります。柔道整復師が行う施術を「柔道整復術」と言い、業務として行えるのは医師と柔道整復師に限られています。

一般的には混同されやすい業種として、整体やカイロプラテックなどがあげられますが、これらの業種と明らかな違いは施術する人の資格にあるのです。

こんな時は…… **ほねつぎ** **ケガの専門家** **接骨院へ!**

こっせつ 骨折

以下のような症状は骨折かどうかの判断の目安です。早急に専門の処置が必要です。

- 腫れる。
- 形の变化。
- 動かしたり、触れたりすると激痛。
- 動かさない。

だっせつ 脱臼

肩・肘・アゴの関節で多く発生します。早急に専門の処置が必要です。※自分で戻さない! 二次的な損傷を招くことがあります。

だばく 打撲 (うちみ)

指かぶつたり物でぶつるなど、強い衝撃により筋肉・血管など皮下組織を損傷します。軽く考えないで早めに受診しましょう。

ねんざ 捻挫

関節をつなぐ靭帯や血管を傷つけた状態で関節が腫れ、内出血で皮膚が黄色したり動かなくなったりします。

ざしょう 挫傷 (肉はなれ) (ずじちがい)

運動中や運動後に急に筋肉にしこりができたり、動かすと疼んだりします。筋肉の組織が切れ、その中の血管や神経繊維も切れて生じる症状です。

■スポーツなど同じ動作をくり返すことでケガをする事があります。ご相談下さい。

【情報提供 富山県柔道整復師協同組合】



事務局ペンリレー ▶

『我がサスティナブルな明日(老後)に向かって』



入善建設業協同組合 事務局長 滝本 民夫 氏

組合に入り5年目、来るべき老後に向けて畠を始めました。家の前の小さな田圃を借りて耕土を入れ、その一角に農業用ハウスを拵え、ブルーベリーやコナドリヤ（白イチジク）をポット栽培しています。畠ではエゴマを育てています。エゴマ油はオメガ3脂肪酸を多く含み、搾った生油は、まさに黄金色の輝きを発します。

土日は、畠とハウスが私の居場所です。ブルーベリーは水が大好き、今は毎日、たっぷりと美味しい水をやっています。エゴマは、成育にはあまり手間がかかりませんが、秋の収穫時は大変です。刈取り、脱穀、乾燥、水洗と、その一連が全て手作業です。単純作業が好きな私だからこそ向くのでしょう。にわか農夫では、期待したようには実をつけてくれません。でも、消費生活から離れて晴耕雨読な老後の日々を生きるには良さそうです。

閑話休題、コロナ禍の中、エッセンシャルワーカーという言葉を知りました。まだ人が眠りにある早朝から道路除雪に汗を流したり、災害時には休み返上で復旧にあたりたりと、地域建設業を生業とする当組合員は、日々、社会インフラに関わっています。そんな私たちの悩みといえば、若者がなかなか入らないことです。また、入ってもすぐに離職するケースも多いと聞きます。エッセンシャルな我々地域建設業にどなたかよいアイデアがあればお聞かせください、待っています。

元気印青年部・女性部

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

富山県中小企業レディース連絡会は、令和4年3月24日（木）立山町にある Healthian-wood（ヘルジアン・ウッド）にて、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。Healthian-woodは、日本最大級のハーブ園を備え、富山の自然や食・人・文化を融合させた「美と健康の総合施設」で、建築家の隈研吾氏が設計を手掛けたことでも知られています。今回、この事業をプロデュースする前田大介氏（前田薬品工業株式会社 代表取締役社長）を講師に、「22世紀に向けた新しい村創り・人創り」と題してお話いただきました。



Healthian-wood 内でのセミナーの様子

前田薬品工業株式会社は1966年に創業し、主にジェネリック医薬品及びOTC医薬品の研究開発及び製造を手掛けており、2017年からは医薬品の研究開発・製造ノウハウを活用してスキンケア商品の企画開発、アロマオイル等にも着手し事業を広げ、2019年より Healthian-wood を開業しています。

セミナーでは地域活性化への思いや、事業を成功させるための視点として「やりたいこと、やるべきこと、やれること」と「想いの純度と戦略の確度、洞察の深度」の擦り合わせが重要であると述べられました。

セミナー後、施設見学及びハーブティーのブレンド体験を行い終了しました。

青年部研修会を開催しました

富山県中小企業青年中央会

富山県中小企業青年中央会（富山UBA）は令和4年3月25日（金）、ボルファートとやま（富山市）において、「消費税インボイス制度について」「電子帳簿保存法の改正点について」をテーマに、崎山強税理士（崎山税理士事務所 代表）を講師に招き、組合青年部研修会を開催しました。



研修会の様子

研修会では、令和5年10月から導入が開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、適格請求書発行事業者の登録申請手続きや請求書を発行する際の留意点、電子帳簿保存法の改正によるポイントについてわかりやく解説いただきました。

研修会には組合青年部のメンバー約30名が参加し、質疑応答では参加者から活発に質問が飛び交うなど、新たな制度導入に向け講師の説明に熱心に耳を傾けていました。

事業者の方へ

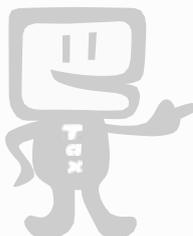


消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ▶



- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



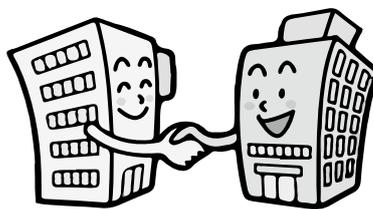
人材の確保や従業員の再就職をお手伝い!

必要な要員や経験豊富な
即戦力などを確保したいとき

そんなとき、まっ先に
ご相談ください。

無料

事業の整理・縮小により、
雇用調整を検討しているとき



公益財団法人

産業雇用安定センター

1987年設立 人材マッチングの専門機関です。

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

ご利用時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は休み)

インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

体験してみました!

老舗

伝統の味と技を通じて 歴史や文化に触れる

県内には伝統文化や手作り工芸など、さまざまな体験を楽しめるスポットがあり、家族や友人とのお出掛け先としてもおすすめです。初回は江戸時代から続く老舗、「島川あめ店」「田村萬盛堂」を訪ねました。



木型を用いた和菓子

江戸初期から受け継ぐ麦芽あめ

創業1663(寛文3)年、江戸時代初期から350年以上続く「島川あめ店」は、砂糖を使わずに麦芽、でんぷん、米のみで炊き上げられた麦芽あめで知られています。かつて水あめは、薬の苦みの軽減や丸薬のつなぎとして使われていま



材料の麦芽、サツマイモのでんぷん、米

した。砂糖の普及や丸薬の減少により多くのあめ屋が姿を消すなかで、島川あめ店は昔ながらの製法で「おいしくてからだに優しいあめ」を作り続けています。

体験の受け入れは4~5年ほど前から。「工場を見学した皆さんが驚かれたり、感動されたりするので、実際に作ったらもっと楽しんでもらえるのではないかと思ったのです」と同店の島川とも子さん。体験を通じて、麦芽あめのファンを増やしたいという思いもありました。

思い思いに好きな形のあめに

前日に下ごしらえした材料を大きな釜で煮詰めてあめを作り、大きな桶に入れて冷ました後、道具で練り上げていきます。黄金色のあめは空気を含むと次第に白色へと変化。14代目の島川晋社長の、手慣れた熟練の技にも見入ってしまいます。



道具を使って練り上げる島川社長

そのあめを使って、好きな形のあめを作ります。丸めたり、ねじったり。思い思いに手を動かす子どもたちも楽しそうです。完成したあめはすべて持ち帰ることができます。「煮物料理にも使えますよ」と島川社長が教えてくれました。



好きな形のあめに仕上げる

新型コロナウイルス対策に配慮しながら、これまで親子連れや児童・生徒のグループ、学生の実習など幅広く受け入れてきた同店。「将来あめ屋さんになりたいと言ってくれる子もいて、うれしくなりますね」と、ともさんは目を細めます。工場のアットホームな雰囲気もリピーターが多い理由かもしれません。

- 体験場所：島川あめ店工場(富山市掛尾町456-1)
- 所要時間：約1時間
- 料金：1人1000円(税込)
- 開催日時：平日9:00~10:00
- 予約・問い合わせ：2日前までに(TEL076-421-3675)
- HP：https://shimakawanoame.jp/

ひとことメモ

6/16~8/7、富山県民会館1階のD&DEPARTMENT TOYAMAで創業360周年のプレイベントを開催予定!

北陸新幹線W7系の和菓子を菓子木型で

江戸・寛政年間より代々続く城端の「菓子蔵処 田村萬盛堂」では、菓子木型を用いた和菓子作りが楽しめます。家族連れなどから人気が高いそうです。



約300点の菓子木型が展示される木型館

まずは隣接する木型館を8代目店主の田村悟敏さんの案内で見学します。約1200点の菓子木型のうち江戸末期から昭和初期に作られた約300点が並びます。大きさもさまざま多彩で精緻な彫りは見ごたえがあります。また、代々使用された菓子道具類のほか、6代目店主が明治期に書き残した「レシピ本」も展示。田村さんによると「和菓子だけでなくシュークリームやワッフルの作り方や材料も記されている」そう。

デザインは2種類、細かな部分も再現

体験で作るのは、特製の北陸新幹線W7系の菓子木型を使った、練り切りと州浜(すはま)の和菓子、鯛型もなかの餡詰めです。新幹線のデザインは2種類あり、木型は細かな部分まで再現されています。



こし餡を白色の餡でやさしく包み込む

メインの練り切りは、まずこし餡を白色の餡で包むところから。手のひらと指を使いやさしく丁寧に回していくと、こし餡が白色の餡の中へ徐々に丸め込まれていきました。これが土台になります。



開けると新幹線が登場

次に、新幹線のボディーに入ったラインの部分。ひも状のピンク色の餡を、そっとはみ出さないように型に乗せていきます。ランプの部分には黄色の餡を慎重に。

土台部分をはみ出さないように型に押し込み、仕上げへ。しっかり押すのがコツだそうです。恐る恐る木型を外すと、無事、新幹線が現れました。

初めてでも、要所でアドバイスがもらえるので安心です。季節ごとに異なる木型を使った和菓子づくりも人気だそうです。

- 体験場所：田村萬盛堂(南砺市城端175)
- 所要時間：約1時間
- 料金：1人3300円(税込)
- 開催日時：毎週金・日曜日の14時(9/30まで)
- 予約・問い合わせ：7日前の16時までに南砺市観光協会(TEL 0763-62-1201)
- HP：https://www.tabi-nanto.jp/archives/10295

ひとことメモ

城端産の蚕のふん(蚕沙)入り城端珈琲シリーズも好評! 城端の文化や歴史を小話にして紹介しています

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)



空き工場・用地等をお探しの方へ!

ホームページはこちらです <http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。現在所有の遊休事業用不動産の売却・賃貸、または取得・賃借をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただけますようお願いいたします。



富山市の空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所などの物件情報マッチングサイト!!

空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所などの、不動産/遊休事業用、物件のニーズを結び、(非公開物件も含まれます。非公開物件は検索できません。)

○本サイトで活用できる富山市空き工場等活用修繕助成金の対象となります

○News / Top

04.01 富山市内の土地、店舗・事務所を登録しました。(No.694)

04.01 富山市内の土地の物件を登録しました。(No.692)

04.01 富山市内の工場用地を登録しました。(No.691)

04.01 富山市内の土地の物件を登録しました。(No.690)

○から検索(もっとも詳細な地図で見る)

物件をお探しの方
ご希望の条件で物件をさがす。
登録物件を掲載

地図上にて簡単に物件を探すことができます。

物件情報の登録・掲載は無料です。物件ニーズ情報も登録出来ます。

本サイト活用で「富山市空き工場大規模修繕助成金」の対象となります。

新着情報は随時更新中。非公開物件もあります

物件情報から検索

工場
作業場
倉庫
工業用地
事務所
その他

物件情報中!

お持ちの物件を有効活用しませんか?お気軽にご相談ください。

お探しの物件ニーズ(お悩み)

お探しの物件を掲載出来ません

ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携: (公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

令和4年6月1日 発行

印刷所

編集発行

大栄印刷株式会社

富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL:076-424-1368(代)

アクセス方法は
こちら!



検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <http://aki-toyama.jp/>

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
富山県中小企業団体中央会 工業支援課
TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

R3.6